

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和2年5月27日（水）から令和2年6月25日（木）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 意見募集の対象

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）

2. 意見募集要項

（1）募集期間

令和2年5月27日（水）から令和2年6月25日（木）17:00まで

（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください）

（注意事項）

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送又はファックスの場合は、A4版の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

（3）意見提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファックスの場合 03-3593-8263

電子メールの場合 hairi-haitai@env.go.jp

(4) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、210円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記「3.（3）意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(注意事項)

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）
について

令和2年5月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

1. 改正の趣旨

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生している状況にあり、これらを適正かつ迅速に処理する必要があること、また、PCBを含有する安定器が一般廃棄物として排出されるものを中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し適正に処理する必要があることから、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設（規則第12条の7の16）

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法15条の2の5第1項に基づき事前に届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとする。

(2) PCB廃棄物の一般廃棄物処理施設設置に係る特例対象への追加（規則第12条の7の16）

法15条の2の5第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象に、PCB廃棄物及びその処理施設を追加する。

3. 公布・施行（予定）

令和2年7月上旬公布、同日施行